

出席停止解除願い
(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症)

学校長 殿

年 組 氏名

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法第19条により出席停止期間が定められていますので、決められた日数は自宅で療養してください。なお、出席停止期間は欠席扱いにはなりません。

●インフルエンザの出席停止期間

「発症日から5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

●新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

「発症日から5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」

※発症日とは病院受診した日ではなく、症状が現れた日のことを指します。また、発症日は0日目となります。
※詳しくは裏面をご覧ください。

1. 受診日： 年 月 日 ()

2. 受診病院名： _____

3. 診断名： インフルエンザ()型 / 新型コロナウイルス感染症 どちらかを○で囲んでください

4. 発症日(症状が現れた日)： 年 月 日 ()

5. 解熱日(平熱に戻った日)： 年 月 日 ()

<体温測定結果…発症した日から体温を測定し、記入してください>

休まなければいけない最短期間です

月/日	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	/	/	/	/	/	/	/	/	/
午前	度	度	度	度	度	度	度	度	度
午後	度	度	度	度	度	度	度	度	度

(記録が入らない場合は、空いているスペースに記載してください)

上記の出席停止の期間が経過し完治したので登校させます。

年 月 日

保護者氏名

「インフルエンザ出席停止期間早見表」

※「発症した後5日を経過し、かつ、「解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となる。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期することがある。(発症後4日目以降に解熱した場合(例4・5)は、出席停止の期間が延期されていく。)

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症した後5日を経過した後			
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていく。)



新型コロナウイルス感染症の場合も数え方は同じです。

5日を経過していても、インフルエンザの場合は「解熱した後2日を経過するまで」

新型コロナウイルス感染症の場合は「症状軽快後1日を経過するまで」登校できません。